

鳥栖市とパナソニック株式会社との脱炭素社会の実現に向けた連携協定書

鳥栖市（以下「甲」という。）及びパナソニック株式会社エレクトリックワークス社（以下「乙」という。）は、脱炭素社会の実現に向けた取組について相互に連携することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、双方の資源やノウハウを活用し、大幅な省エネルギー化を実現する最先端の建築物であるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の理解促進並びに導入推進に向けた取組について、相互に密接な連携を図ることにより、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していくことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の事項について連携し協力する。

- (1) 市民への地球環境問題・脱炭素に資する啓発に関すること
- (2) 住宅の省エネ・ZEHの認知度向上及び理解促進に関すること
- (3) ZEBの認知度向上及び理解促進に関すること
- (4) 鳥栖市所有施設のZEB化改修可能性調査及び手法の検討に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的に資する事業に関すること

2 前項に定める事項の具体的な内容、実施方法及び費用分担については、甲乙協議の上で定めるものとする。

3 甲及び乙は、第1項各号に定める事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙が、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行う。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定の履行に際し相手方から秘密である旨を表示した上で受領した情報を、相手方の事前の書面による同意なしに第三者に開示し、漏洩し、若しくは譲渡し、又は他の目的に利用してはならない。

2 甲及び乙は、次条に定める有効期間の満了後も、前項に定める秘密保持の義務を負う。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定を終了する旨の書面による通知がないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は同一内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議事項）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上で決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年2月29日

甲：佐賀県鳥栖市宿町1118番地

鳥栖市

鳥栖市長

向門慶人

乙：福岡県福岡市中央区薬院3丁目1番24号

パナソニック株式会社 エレクトリックワークス社

マーケティング本部 九州電材営業部

営業部長

松葉克哉